

令和 8 年度高松市立小・中学校フロン排出抑制法空調機定期点検業務委託 仕様書

1 業務目的

高松市立小・中学校の業務用冷凍空調機器のフロン類の漏洩を防止するため。

2 業務概要

(1) フロン排出抑制法に基づく定期点検（当点検はフロン類使用の合理化及び適正化に関する

法律 16 条の第一項の規定に基づく経済産業省・環境省告示第 13 号

（平成 26 年 12 月 10 日）に係る定期点検とする）。

(2) フロンの漏えいが発見された場合は、必ず漏えい場所を特定すること。

3 対象校及び対象機器

別紙 対象校及び機器一覧 参照

※対象校及び対象機器一覧において、網掛けされている学校及び機器は今回の点検の範囲外とする。

4 履行期間

令和 8 年 10 月 5 日から令和 9 年 3 月 26 日まで

5 報告等

(1) 業務を遂行するに際しては、児童及び生徒等の安全に十分注意し、事故のないよう万全を期すること。

- (2) 学校内では、指定駐車場に駐車し、極力車両の運転を控えること。ただし、やむを得ず学校内で車両の運転が必要となった場合は、児童、生徒の飛び出しがあることを前提に細心の注意を払い、最徐行運転すること。
- (3) 学校において、当該学校長指示に従い円滑に業務を実施するものとし、学校教育活動に支障を及ぼさないよう注意すること。
- (4) 受諾者は、点検報告書を作成し、各学校で完了確認印をもらって教育局総務課に提出するものとする。

6 労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保

高松市立小・中学校フロン排出抑制法空調機定期点検業務委託に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めること。

7 業務に当たっては、労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。

また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定

労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、担当職員に協議の上、決定するものとする。
- (2) 着手届提出時に、第1種冷媒フロン類取扱技術者証の写しを提出すること。